

# 令和2年度第1回

## 音更町障がい福祉計画等推進委員会議案

と き 令和2年8月3日（月）  
午後6時30分

ところ 音更町役場庁舎3階  
301・302会議室

# 会 議 次 第

## 1 開会

## 2 町長あいさつ

## 3 委員及び職員紹介

## 4 議件

(1) 議案第1号 委員長及び副委員長並びに作業部会の部会長及び部会員の選出について

(2) 諮問

(3) 事務局説明

- おとふけ障がい福祉総合プランについて
- 今年度のスケジュールについて

(4) 報告第1号 アンケート調査の結果について

## 5 その他

(1) 会議の公開・公表について

(2) その他

## 6 閉会

(1) 議案第1号 委員長及び副委員長並びに作業部会の部会長及び部会員の選出について

区分		氏名
委員長		
副委員長		
作業部会	部会長	
	部会員	

(2) 諮問

諮問書：資料1のとおり

(3) 事務局説明

○ おとふけ障がい福祉総合プランについて  
資料2のとおり（参考：資料3～資料6）

○ 今年度のスケジュールについて  
資料7のとおり

(4) 報告第1号 アンケート調査の結果について

18歳以上の人の集計結果：資料8のとおり

(参考 アンケート調査票：資料9)

18歳未満の人の集計結果：資料10のとおり

(参考 アンケート調査票：資料11)

(5) その他

○ 会議の公開・公表について

- ・ 委員会・作業部会の会議 原則公開とする。
- ・ 委員会会議結果の公表 以下の情報を町ホームページに掲載する。

①委員会名、②委員名、③会議名、④開催日時、⑤開催場所、⑥出席委員名、  
⑦事務局出席者名、⑧議件・諮問内容等、⑨会議資料、⑩会議結果、⑪出された  
主な意見等（発言者の氏名は公表しない。）

※ 作業部会の会議結果については、委員会に上記内容をまとめた資料を提出  
するため、⑨会議資料の一部として公表される。

音更町附属機関設置条例

平成22年3月23日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、町の執行機関が設置する附属機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関として、別表の第1欄に掲げる執行機関に、同表の第2欄に掲げる附属機関を設置し、その担任する事項は同表の第3欄に掲げるとおりとする。

(組織)

第3条 附属機関は、別表の第4欄に掲げる委員をもって組織し、その任期は同表の第5欄に掲げるとおりとする。

(委任)

第4条 附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関の規則で定める。

附 則  
略

別表(第2条、第3条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事項	委員の定数	委員の任期
町長	音更町障がい福祉計画等推進委員会	次に掲げる事項について、審議を行うこと。 1 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づく音更町障がい者福祉計画の策定に関すること。 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条の規定に基づく音更町障がい福祉計画の策定に関すること。 3 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20の規定に基づく音更町障がい児福祉計画の策定に関すること。 4 音更町障がい者福祉計画、音更町障がい福祉計画及び音更町障がい児福祉計画の推進状況に関すること。	20人以内	3年

備考 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(趣旨)

第1条 この規則は、音更町附属機関設置条例（平成22年音更町条例第1号）第4条の規定に基づき、音更町障がい福祉計画等推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 障がい福祉施策に関心のある町民
- (2) 障がい者又はその家族
- (3) 学識経験者
- (4) 障がい福祉関係者
- (5) 教育・保育関係者
- (6) 就労関係者
- (7) その他町長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開催することができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めて、意見又は説明を求めることができる。
- 5 委員長は、審議事項につき必要に応じて、委員会に検討組織を置くことができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密に属する事項を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において行う。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月27日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成26年3月26日規則第10号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月27日規則第5号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

音更町障がい福祉計画等推進委員会委員名簿 (R2～R5)

	分野	氏名	所属
1	保護者	イノ市野 タケオ 剛夫	音更肢体不自由児者父母の会 副会長
2	当事者 (難病)	ウガイ 鶴飼 ツギオ 次雄	北海道難病連音更支部 支部長
3	当事者 (身体)	ウチダ 内田 ヒロコ 浩子	身体障害者福祉協会音更分会 副分会長
4	公募	ウラミナミ 裏南 アツシ 敦	—
5	保護者	クバヤシ 栗林 ヒデハル 治	音更町手をつなぐ育成会 会長
6	公募	コガワ 古川 ヨシエ 恵江	—
7	福祉	ササキ 佐々木 タカヤ 拓也	音更町社会福祉協議会 係長
8	学識経験者 (福祉)	サウ 佐藤 ヒデアキ 英晶	帯広大谷短期大学 教授
9	保育	シラキ 白木 ユキヒサ 幸久	音更福祉事業協会 理事長
10	就労	タノ 只野 ツカサ 司	音更町商工会 事務局長
11	学識経験者 (医療)	タナカ 田中 ショウジ 章二	田中医院 院長
12	教育	ハラミ 原見 トシフミ 寿史	下音更小学校 校長
13	公募	フルヤ 古谷 エ 野枝	—
14	広域相談 (道)	ミナカワ 皆川 タケアキ 武揚	十勝障がい者総合相談支援センター 地域づくりコーディネーター